Mil 名古屋学院大学

学研災付帯学生生活総合保険のご案内2025

(総合生活保険)

本制度は名古屋学院大学が正式に推薦する保障制度です









学生本人の病気

通院1日目から補償!薬代も補償!(風邪1日でもご請求可能です)



救援者費用等

3日以上学生が入院した場合、駆けつける交通費・宿泊費を補償

扶養者に万一の事があった場合、一時金+学費実費を補償

生活用動産(一人暮らし限定)

学生の生活用品・身の回り品を補償!

借家人賠償責任(一人暮らし限定

申込締切日 2025年3月31日(月)

お問い合わせ先 名古屋学院大学保険相談係 (担当窓口 株式会社井高興産)

TEL:052-331-8251 MAIL:kousan@idaka.co.ip

ご加入方法 下記 1.2 いずれかの方法でお申し込みください(入学から卒業まで1度のお手続きで補償されます)

1. 同封の払込取扱票でのご加入

ご加入タイプ・保険料表より ご希望の補償内容をお選び ください。

※保険期間は選べません。 卒業までの一括払いとなります。

ABCDEF

保険料をご確認のうえ 記入例に従い、同封の 「払込取扱票」に必要事項 をご記入ください。



ゆうちょ銀行または郵便局 から保険料をお振り込みく ださい。

(振込手続きをもってお申込みは完 了します。なお、振込手数料は払込 人自相となります。)





加入者証を保険期間開始日の 2カ月後を目処にお送りします。 (加入者証が未着であっても補償開始 日以降の事故については補償されま すのでご安心ください。加入者証到着 までは受領証を保管してください。)





2. Webでのご加入

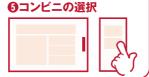
1 QRコードでアクセス ください。



https://tokiomarine.my.salesforce-sites.com/ futaigakuso?id=0247100

② 事前登録

(メールアドレスが必要)**3加入内容の入力4加入タイプの選択**



込みください。 (払込手続きをもってお申込みは 完了します。なお、別途システム 使用料(385円)がかかります。)

コンビニで保険料を払い



保険金を請求するときは

- ●事故の通知:事故が発生した場合には、直ちに下記「お問い合わせ先」または下記引受保険会社にご連絡ください。
- 2保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ❸ ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されるごとがあります。
- ④ ケガや病気をした場合の治療費用保険金を請求するときに、病院等の発行した領収書等が必要です。また、その他の実費をお支払いする保険金につきましても、ご負担された費用を確認する領収書等が必要です。
- ⑤ 賠償事故の場合、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。借家人賠償責任については、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんので、保険の対象となる方ご自身が被害者の方と示談交渉を進めていただくこととなります。

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受 割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、各引受割合については(公財)日本国際教育支援協会にご確認ください。 〈引受保険会社〉東京海上日動火災保険(株)(幹事保険会社) あいおいニッセイ同和損保傷害保険(株)

このパンフレットは、学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))の概要をご説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら、取扱代理店までお問い合わせください。なお、ご加入後は「学研災付帯学総(総合生活保険(こども総合補償))補償の概要等」をご確認ください。

-学研災付帯学生生活総合保険は、総合生活保険(こども総合補償)のペットネームです。

この保険は(公財)日本国際教育支援協会を契約者とし(公財)日本国際教育支援協会賛助会員大学に在籍する学生を被保険者とする学研災付帯学生生活総合保険(総合生活保険)団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)日本国際教育支援協会が有します。

学生教育研究災害傷害保険(学研災)の補償内容

教育研究活動中(正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動(クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く))は、本学が学生の福利厚生向上を目的に4年次までの全学部生の全員に対して手配している「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」の対象となります(加入手続きは本学で行います)。補償内容は下表のとおりとなりますが、補償が限定されているため「学研災付帯学生生活総合保険」のご加入をご検討ください。なお、学研災の詳細につきましては、本学学生支援室までお問い合わせください。

補償範囲	死亡保険金額	後遺障害保険金額	医療保険金額	入院加算金額(1日につき) (180日を限度)
正課中・学校行事中のケガ	2,000万円	120万円~3,000万円	治療日数に応じて定額 3千円〜30万円 (治療日数1日以上の場合)	4,000円
学校施設内でのケガ(課外活動中を除く)	1,000万円	60万円~1,500万円	治療日数に応じて定額 6千円〜30万円 (治療日数4日以上の場合)	4,000円
学校施設内外を問わず課外活動中のケガ	1,000万円	60万円~1,500万円	治療日数に応じて定額 3万円〜30万円 (治療日数14日以上の場合)	4,000円

お問い合わせ先 名古屋学院大学保険相談窓口

TEL: 052-331-8251 MAIL: kousan@idaka.co.ip

取扱幹事代理店 株式会社井高興産

〒460-0013 名古屋市中区上前津1-4-12上前津グリーンビル7階

共同取扱代理店 株式会社NGUプラッツ

〒456-0036 名古屋市熱田区熱田西町1-25 名古屋学院大学内

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

担当室 愛知公務金融部

名古屋市中区丸の内2-20-19 名古屋東京海上日動ビル TEL 0120-188-000 FAX 050-3385-6614

名古屋学院大学の学研災付帯学生生活総合保険は、7つの補償で学生生活をしっかりサポート!

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

個人賠償責任保険金

例/自転車で走行中、通行人にぶつかってケガをさせたとき。

国内外で**学生本人が**偶然な事故により**他人にケガをさせたり、他人の物を壊してし** まったときや、国内で他人から借りた物や預かったもの(受託品)(*1)を国内外で壊した り盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払い します。個人賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起 された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 (*1)携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等は、受託品に含みません。

示談交渉サービスが付帯されました

※インターンシップ中やアルバイト中も補 償の対象となります。ただし、それ以外の 職務の遂行に起因する事故は補償対象 外となります。

※自動車およびバイク(原動機付自転車を 含む)での事故は補償対象外となります。



負 担 金

4.380

消費税等

負

4,

優

学生本人のケガ(天災危険補償特約付)

例/スキー中に木に衝突し、骨折したとき。

死亡•後遺障害保険金 (*3)

国内外で**学生本人が**急激かつ偶然な外来の 事故で死亡または後遺障害を被った場合に 保険金をお支払いします。

(ただし、死亡・後遺障害保険金については正課中、学校行事中、学校が認めた課外活動 (クラブ活動)中、学校施設内(寄宿舎を除く)の事故は本保険の補償対象ではなく、学研 災の補償対象となります。治療費用保険金については本保険の補償対象となります。)

治療費用保険金(*1)(*2)(*3)

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が国内で1日以上通院または入院した場合、 健康保険等の自己負担分を保険金としてお支払いします。

3 学生本人の病気

例/風邪で通院したとき。肺炎で入院したとき。 治療費用保険金(*1)(*2)

医療機関の窓口で自己負担した費用を補償

学生本人が病気にかかり国内で1日以上通院または入 院した場合、健康保険等の自己負担分を保険金としてお 支払いします。(歯科疾病治療のための通院、精神障害に よる入通院、痔核・裂肛等による入通院は除きます。) 医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支 払った薬代も保険金として支払われます。

風邪で通院したときも1日目から補償

- (*1) 治療費用保障金のお支払対象期間は、通院または入院を開始した日からその日を含めて60日を経過した日の属する目の末日までとなります。
- (*2) 保険期間の開始時前に発症した病気、発生した傷害は対象になりません。(ただし、保険期間の開始時より2年を経過した後に開始した入院または通院については、保険金お支払いの対象となります。)(*3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

率

3

救援者費用等保険金

例/学生が入院し、保護者が駆けつけたとき。

国内外で**学生本人が**保険期間中に住宅外において被ったケガ、または病気にかかり継続して3日以上**入院したり**、 搭乗している航空機や船舶が**遭難した場合**等に、**交通費や宿泊料、捜索救助費用等**をお支払いします。



5 育英・学資費用保険金(天災危険補償特約付*1) (育英費用、学資費用は 🗚 🛭 🖸 🗉 タイプのみとなります)

例/扶養者が事故で亡くなり、授業料等が払えなくなったとき。

国内外で扶養者が急激かつ偶然な外来の事故(ケガ)によって死亡したり、 **重度後遺障害を被った場合**に補償します。

(あらかじめ扶養者の方をご指定いただきます。) なおAタイプ・Dタイプをお選びいただいた場合は、学資費用について急激 かつ偶然な外来の事故(ケガ)に加えて扶養者が疾病により死亡した場合 も補償の対象となります。

- 払込取扱票の「扶養者(払込人)」欄に署名された方、または web加入サイトの「扶養者氏名」欄に入力された方が「あら かじめ指定した扶養者」となります。
- 育英費用保険金額を全額一度にお支払いします。
- ◆学資費用保険金(ケガ・病気) お支払対象期間中に実際にかかる授業料等の学資費用 を支払年度ごとに保険金額を限度にお支払いします。



(*1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

6 生活用動産保険金

-人暮らし限定

例/空き巣が入り、家財が盗難にあったとき。

国内で学生本人が所有する家財が火災や盗難 等の偶然な事故で損害を受けた場合に保険金 をお支払いします。

免責金額〈自己負担額〉 5.000円 ※建物外に持ち出している間も補償されます。

※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。



借家人賠償責任保険金

-人暮らし限定

例/ぼやを出し、天井や壁に損傷を与えたとき。

国内で学生本人が火災や水漏れ破損等の偶然な 事故により借用戸室を損壊したため、**家主に対 して法律上の損害賠償責任を負った場合**に保険 金をお支払いします。借家人賠償責任について は、示談交渉は東京海上日動では行いません。 ※自宅通学生の場合やご親族の住居に下宿している場合はご加入できません。



-人暮らし の学生も 安心です!

メディカルアシスト Ebby 24時間365日受付*1 専用フリーダイヤル

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



※ご加入者および保険の対象となる方と、そのご親族(以下「サ-提供対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶 者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の 実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。)・6親 等以内の血族・3親等以内の姻族)

医瘠機関塞内

夜間・休日の受付を行っている 救急病院や、旅先での最寄りの 医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、 輪番予約制で専門的な医療 健康相談をお受けします。

緊急医療相談

学駐の救急科の専門医および 看護師が、緊急医療相談に 24 時間お電話で対応します。

がんに関する様々なお悩みに. 経験豊富な医師とメディカル ソーシャルワーカーがお応えします。

転院•患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や 航空機特殊搭乗手続き等、 連の手配の一切を承ります。

- * 1 予約制専門医相談は、 事前予約が必要です (予約受付は、24時間365日)。
- * 2 実際の転院移送費用は お客様にご負担いただきます。

尚、電話番号およびご利用にあたっての詳細は、後日配布するご案内チラシに記載しています。※このサービスは、保険会社の提携先を通じてご提供いたします。※このサービスメニューは、変更・中止となる場合がありますので、ご了解ください。 ※サービスのご利用にあたっては、提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。※メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

	ご加入タイプ 地震・噴火・津波による		自宅から通学の学生 -人暮らしの方もご加入いただくことが可能です。			一人暮らしの学生		
(天	グル がも補償	A タイプ	Bøイプ	C タイプ	D _{タイプ}	E _{タイプ}	F _{タイプ}
	1	個人賠償責任(*1)	1事故 国内:	3 億円 海外:	1億円限度	1事故 国内:	3 億円 海外:	1億円限度
	2	死亡•後遺障害(*2)	300万円		100万円	300万円		100万円
		入院•通院(*3) ケガ						
	3	入院•通院(*3) 病気	治療	費用実費	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償			
保险	4	救援者費用等	300万円		100万円	300万円		100万円
保険金額		育英費用(*4)	^{-時金} 100万円	^{-時金} 100万円	補償対象外	^{-時金} 100万円	^{-時金} 100万円	補償対象外
		学資費用(*4)(*5) ケガ	支払年度ごとに 100万円	支払年度ごとに 100万円		_{支払年度} ごとに 100万円	_{支払年度} ごとに 100万円	
		学資費用(*4)(*5) 病気	支払年度ごとに 100万円	補償対象外		_{支払年度} ごとに 100万円	補償対象外	
	6	生活用動産(*6)	補償対象外			支払年度ごとに 50万円		
	7	借家人賠償責任(*6)	補償対象外			1事故 500万円 限度		
保険料(卒業までの話払)	2029年3月卒業予定者 学部生用(4年間分保険料) 80,790 円 50,010 円		37,080 _円	88,370 _円	57,590 _円	44,660 _円		
	1日あたり		(約55円)	(約34円)	(約25円)	(約60円)	(約39円)	(約31円)
		027年3月卒業予定者 学院生用(2年間分保険料)	33,870⊩	25,650 円	19,960 _円	37,950 _円	29,730 _円	24,040円
括払)		1日あたり	(約46円)	(約35円)	(約27円)	(約52円)	(約41円)	(約33円)

- (*1)情報機器内のデータ破損は1事故500万円限度となります。
- (*2)教育研究活動中の事故は、本保険の補償対象ではなく、学研災の補償対象となります。
- (*3)お支払対象期間は通院または入院を開始した日からその日を含めて 60 日を経過した日の属する月の末日までとなります。
- (*4)独立生計の学生はお選びいただけません。C・F タイプをお選びいただくか、パンフレット裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。
- (*5)学業費用支払期間 (保険責任の開始日から学業費用 (学資費用) の支払対象期間
- の終了日までの期間)はそれぞれ卒業予定年次までの期間です。
- (*6)一人暮らしの学生の方であっても自宅生用タイプ($A \cdot B \cdot C$)にご加入いただくことが可能です。
- (*7)保険の対象となる方の範囲

この保険の対象となる方は、本学に在籍し学研災に加入している学生に限ります (本学では学研災に学生全員加入しています。退学等の場合は、原則中途脱退の手続きが必要となりますので、引受保険会社までご連絡ください。)。

(*8)扶養者の指定

扶養者として指定できるのは、原則として、保険の対象となる方の親権者であり、かつ保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、 保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします(保険の対象となる方が成年に達している場合は、親権者である必要はありません。)。

保険期間

4年間分

2年間分

2029年3月

卒業予定者

2027年3月

卒業予定者

上記保険料は、全国の被保険者(保険の対象となる方)数が10,000人以上の場合の割引率[30%]が適用されています。詳細についてはパンフレット裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。 本パンフレット記載のご加入タイプは、職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない学生等)用です。

以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なく ご連絡くださるようお願いします。)「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上6職種)

お申し込み締切日

2025年3月31日(月)

卒業予定年次に応じて

2029年4月1日(午後4時)まで4年間

2027年4月1日(午後4時)まで2年間

2025年4月1日(午前0時)より

2025年4月1日(午前0時)より

補償の概要等は約款の概要をご紹介したものです。ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳 細については、パンフレット等をご確認ください。保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が 重大となった場合は、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。 詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いしない主な場合 ▼ 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金 額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ 外科の手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によっ 額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 C生いにグガン ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等 を行っている間に生じた事故によって被ったケガ オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な 職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 保険の対象となる方が病気やケガによって保険期間中に国内で入院または通院を開始した 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気による入院または通院 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院また 場合 ▶保険の対象となる方が負担した一部負担金*1をお支払いします。ただし、同一の病気 やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)による入院*2または通院 *3について、入院または通院を開始した日からその日を80て60日を経過した日の 属する月の末日までの入院または通院により負担した額に限ります。 *医師の処方箋に基づき、薬局(いわゆる院外薬局)で支払った薬代についてもお支払い は地院 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる入院または通 院(その方が受け取るべき金額部分) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガに よる人院または通院 無免許運転、湾気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる入院または通院 保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存およ び薬物依存等の精神障害 * 1 を原因として生じた入院または通院 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気 やケガによる入院または通院 受契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が ※TEUのIR内架列まには共済契約から採択重または共済重か支払われた場合には、採快重か差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※次のいずれかの給付等がある場合は、その額を保険の対象となる方が負担した額から差し引とものとします。 アプルによる入院はよれる通常 先天性疾患*2による入院または通院 妊娠または出産による入院または通院。ただし、「療養の給付」等の支払の対象となる 場合は、この規定は適用しません。 痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 痔核、裂肛または痔瘻による入院または通院 ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等 を行っている間に生じた事故によって被ったケガによる入院または通院 自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生 じた事故によって被ったケガによる入院または通院 歯科疾病の治療のための通院 むちうち症や腹痛等で、医学的他覚所見のないものによる入院または通院 この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点 で、既に被っている病気やケガによる入院または通院*3 ●保険の対象となる方が被った損害を補てんするために行われたその他の給付(他の保 険契約または共済契約により支払われた治療費用保険金に相当する保険金を除きま *1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療 *1 公的医療保険制度における一部負担金、一部負担金に相当する費用、入院時の食事療養: たは生活療養に要した費用のうち食事療養練準負担額または生活療養標準負担額をいいます。事後に選付金が発生する場合等は自己負担額から控除します。 *2 週院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。 *3 通院日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再度通院した場合は、後の通院は前の通院と異なるものとみなします。 *4 附加給付とは健康保険組合、各種共済組合等がその規約等で定めるところにより、一部負担金を支払った者に対し、その額の範囲内で支給する上乗せ給付をいいます。 平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F00から イ 平成 27年 2月 13 日総務省告示第35 号に定められた分類項目中の分類番号 F00から F99 に規定された内容に準拠します。 2 平成 27年 2月 13 日総務省告示第35 号に定められた分類項目中の分類番号 Q00から Q99 に規定された内容に準拠します。 3 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を 経過した後に開始した入院または通院については、保険金のお支払いの対象とします。 画見担金を支払うた者に対し、その額の郵配内で支配する工業を配引さればより。 国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)*1を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●保険の対象となる学生本人の日常生活に起因する偶然な事故 ※学生本人の日常生活に起因する偶然な事故に関し、個人賠償責任の保険の対象となる方については、学生本人の規権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。 ●保険の対象となる学生本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ご契約者または保険の対象となる方(受託品に係る賠償責任補償条項については、その こ条約省または休保の対象となる方(文記面に除る節負責性無負条項にプロでは、その 同居の親族も含みます。)等の効意によって生じた損害 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 職務(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠 債責任(仕事上の損害賠償責任率 1)によって保険の対象となる方が被る損害 保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象と まるカル版の頂音 有三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方 然な事故 - ※公事故 ※学生本人が居住に使用する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故に関し、 が被る損害 借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害(受託品に係る賠償責任補償条項についてはお支払いの対象となります。) 心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 航空機、胎舶、車両×2×3または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理 に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 受託品に係る賠償責任補償条項のみ> 受託品に係る賠償責任補償条項のみ> 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 《子王本人が后はに使用するは七の所有・使用・管理に応见する頃が必事的に関し、個人 賠償責任の保険の対象となる方については学生本人の親権者、その他の法定の監督義務 者および代理監督義務者が賠償責任を負った場合も含みます。(代理監督義務者につい ては、学生本人に関する事故に限ります。) ▶1事故について保険金額*2を限度に保険金をお支払いします。 ▼ 1事以に「からない。」というでは、これでは、これであり、これである。」というである。 (に関り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※ 弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 いってはない。 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対 ・受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯で運転をしている間に生じた事故による損害・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害・受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害・自然の消耗またはさび・かび等による損害・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害・受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害・電気的または機械的事故に起因する損害・電気的または機械的事故に起因する損害・電気的または機械的事故に起因する損害・電気的または機械的等故に起因する損害・電気的または機械的等故に起因する損害・電気的または機械的等なには粉失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 *他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が 差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする - 曜畝へたとい。 保険の対象となる方が国内で受託した財物(受託品)が、国内外での住宅内に保管ま **関** *2 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円 す * 1 同様状のですに LL 域で いっと 同様 となり では、 500 万円 が支払限度 観となります。 * 3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した。 * 3 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した。 金額をいいます。

- (注1) 保険の対象となる方が在籍する学校の管理下*1外の急激かつ偶然な外来の事故によりケガ*2をした場合に保険金をお支払いします。
 *1 学校の管理下とは、次に掲げる間をいいます。
 ①学校等の正課中および学校行事に参加している間
 ②学校の施設(寄宿舎を除きます。)内にいる間。ただし、学校等が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校等が禁じた行為を行っている場合を除きます。
 ③学校施設外で学校等に届け出た課外活動を行っている問
- *2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイ ルス性食中毒*3を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、 外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対 象となりませんのでご注意ください。 *3 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。
- (注2) 入院諸費用保険金および先進医療費用保険金不担保特約 (医療費用補償用) がセットされています。

2025 年 4 月以降始期用 病補救 国内外において保険期間中に生じた以下のような事由により、保険の対象となる方または追債者 その親族等が捜索救助費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合 保険の対象となる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になったまたは保険の対象 となる方が遭難した場合 となる方が遭難した場合 はなる方が遭難した場合 はなる方がではなり来の事故により 保険の対象 はないます。 保険金をお支払いしない主な場合 ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 地震・噴入るたはとれていたる3年版にようとません。 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害 無免許運転、酒気帯び運転をしている場合に生じた事故によって生じた損害 妊娠、出産、早産または流産によって生じた損害 ●急激かつ偶然な外来の事故により、保険の対象となる力の生死か唯認できない場合または緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●保険の対象となる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、保険の対象となる方が事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または継続して3日以上入院した場合 ●疾病により死亡、または保険期間中に発病し疾病のため継続して3日以上入院されたとき(ただし、責任期間中に入院を開始していた場合に限ります。) 筆 外科的手術等の医療処置 (保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。) によっ ビッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって生じた損害 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる損害 この契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点 **す数** ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ▶ 「事故に JVC 保険金額を限度に保険金をあ支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が 差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約され ているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。 で、既に被っている病気による入院*1 *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に開始した入院については、保険金のお支払いの対象とします。 扶養者*1 が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたク | 大教者**「か忌滅か」が高水が水の事故によりケガをされ、事故の日からての日を含めて | 180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 | ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。 こ笑が自、体験の対象となる方法には状験自り成態はたには重人な過失によって生じたが がによる扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その 方が受け取るべき金額部分) 方が受け取るべき金額部分) ・ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ 扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 ・ 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 (重度後遺障害の例) (単度後遺障害の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●理しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が 差し引かれることがあります。 定い」いれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分でからされてい - ご確認ください。 *1加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の 実額をお支払いします。 (重度後遺障害の例) (重度後遠障者の例) ●両目が失明したもの ●咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が (他の保険契約または共海突約)から体験並ぶたは共海並が支払われた場合には、体験並が差し引かれることがあります。 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 年が要となる資用 量学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 *5制服代を含みます。 地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態 * 1 ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した 扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費 病気による扶養不能状態 保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(そ 用の実額をお支払いします。 用い天観をお文払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が 差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約され ているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。 の万が受け取るべき金額部分) 扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態 扶養者が無免計運転、酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態 扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態 殊薬、大麻、あへん…覚せい剤、危険ドラッグ、シンナ一等の使用によって発病した病 無薬、大麻、あへん…覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病 ご確認ください。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方の扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 *3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学 麻楽、大麻、のへん、見せい削、厄峡トフック、シンデー寺の使用によって発病した病気による扶養不能状態 むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態 学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態 扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期 ■12米付、教行言は、加速政が帰貨、大家貨、大量貨、押行貨、加速政が帰貨に負す。す 校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎 年必要となる費用 学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 時点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 ・1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その 程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いする 程度に応じ、保険ことがあります。 *5制服代を含みます。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。 国内において、保険の対象となる方が所有する家財の損害が生じた場合 ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によっ 国内にのいく、保険の対象と体る方が所有する家駅の損害が生じた場合 ▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた 額を、保険期間を通じて(保険期間が1年を超える場合は保険年度ごとに)保険金額を 限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は再取得価額*1を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が 差し引かれることがあります。 て生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が適常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落 ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする 場合かのります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約され ているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません 電気的または機械的事故に起因する損害 ※以下のものは補償の対象となりません。 自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、ドローン、携帯電話、ス マートフォン、モバイルWi-Fiルーター、モバイルデータ通信機能を有するタブレット端末、 コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、商 島・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物、 定期券、乗車券、通貨、貴金属、宝石、美術品、親族が居住する建物内に所在する家財 保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因 する損害 詐欺または横領に起因する損害 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により

場合があります。

(注3) 新価保険特約(住宅内生活用動産用)がセットされています。

*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。

このパンフレットは総合生活保険(こども総合補償)の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。 ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 生じた損害

- ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- 地震・順火またはこれらによる津波によって生じた損害 心神喪失によって生じた損害 借用戸室の政禁、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害 借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象
- となる方が被る損害 借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークのご説明]

契約概要 保険商品の内容をご理解 いただくための事項



注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益に なる事項等、特にご注意いただきたい事項

総合生活保険、

(こども総合補償)

こか入いただく

皆様へ

ご加入前におけるご確認事項

商品の仕組み

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会をご契約者とし、(公財)日本 国際教育支援協会賛助会員学校に在籍する学生を保険の対象となる方とす 国际教育文技励云真切云真子でに任福りる子生を保険の対象となるプレッ る団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は 原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、 ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等 に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としてい ます。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象とな る方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさ せていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等

基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払い しない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等を ご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補 が、傾頂内谷が回塚の体体であります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からでも消費さればできまった。 は保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご 確認のうえで、特約等の要否をご検討ください

●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産 特約 ●救援者費用等補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ● 疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約

*1 総合生活保険(こども総合補償)以外の保険契約にセットされる特約や

東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、 同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外に なったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金額等の設定

この保険の保険金額等はあらかじめ定められたタイプ の中からお選びいただくこととなります。タイプにつ いての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険 金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等 の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険 制度の概要につきましては、金融庁のホームページ



(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パ ンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場 保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパン フレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み ◆ 保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料につい ては、パンフレット等をご確認ください。

*2 医療費用補償特約をセットいただいた場合のみ告知事項かつ通知

*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他

総合生活保険(こども総合補償)において、死亡保険金受取人を特定の 方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指

定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のない

ままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。 死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご

家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレッ

の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社に

クーリングオフ

3 死亡保険金受取人

い申し上げます

 \triangle

7 満期返れい金・契約者配当金

事項(☆)となります。

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

て保険のお引受けができない場合があります。

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

ト等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

保険会社破綻時の取扱い等

までご連絡ください。

[保険金請求忘れのご確認]

個人情報の取扱い

関するご案内>をご確認ください。

た場合、ご加入は無効になります。

を解除することができます。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払 いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘

れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明

な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐ

払込取扱票裏面もしくはweb加入サイトに掲載の<個人情報の取扱いに

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招

致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を

確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる 方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について

一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を

行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

●総合生活保険(こども総合補償)で、ご加入者以外の方を保険の対象 となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関

して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》

方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかっ

その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに 下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い				
1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が 経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については 100%)まで補償されます。				
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。				

5 その他ご加入に関するご注意事項

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契 約の管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約について

は弊社と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しました ら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、 加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入

質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があ りましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご

ご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更

新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割 合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。 また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受 保険会社については、パンフレット裏面をご確認ください。

読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6 事故が起こったとき

ご注意ください。

- ●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先 までご連絡ください。
- ●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず 弊社とご相談いただきながらおすすめください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保 険金の受取人であることを確認するための書類
- 弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を 証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療 報酬明細書等(弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の 対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支 払うべき保険金の額を算出するための書類 ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情 があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の 受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受 取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。) のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金 の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容につ いては、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。 *1 法律上の配偶者に限ります。
- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。 ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その 他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払った ときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- ●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象 となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、 以下の場合に限られます。
- 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を 行っている場合
- 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを 確認できる場合
- 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、 保険金を支払う場合

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項 告知義務

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な 事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、 告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や 告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。また、ご加入後に 加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記事項 が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

- ☆:告知事項かつ通知事項
- ●保険の対象となる方ご本人がお仕事に従事している場合、その職業・
- ●保険の対象となる方ご本人が加入する公的医療保険制度の有無*² 告知事項
- ●保険の対象となる方ご本人の生年月日 ●他の保険契約等**を締結されている場合には、その内容
- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

■Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が 生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までは 連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減される とがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お 引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記 「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての商品共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問 い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご 連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。 ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当

者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき

● △ ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。 連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料 を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または

- 請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。 ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既 経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも 少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料 が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。 *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。
- 3 保険の対象となる方からのお申出による解約 総合生活保険(こども総合補償)においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があ ります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問 い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき

[保険期間終了後、更新を制限させていただく場合]

- ●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、 引受条件を制限させていただくことがあります。●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合
- には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結 果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがっ て、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっ ていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- □保険金をお支払いする主な場合 □保険期間
- □保険金額、免責金額(自己負担額)
- □保険料・保険料払込方法
 - □保険の対象となる方

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

- 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。 万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂 正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容に ついて誤りがありましたら、パンフレット等に記載されている 問い合わせ先までご連絡ください。
- □加入依頼書等の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか? □学生(保険の対象となる方)がアルバイト等に継続的に従事され
- る場合は、下記「職種級別 B に該当する方」に該当しないことを ご確認いただきましたか?
- なお、「職種級別B に該当する方」に該当した場合は付帯学総に

- ご加入いただくことができません。(ご加入後に該当することと なった場合、遅滞なくお問い合わせ先までご連絡いただきますよ うお願いします。)。
- (*) 各区分(職種級別AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方
- 下記の職種級別Bに該当しない方

指定紛争解決機関

- ○職種級別Bに該当する方 アルバイト等で、継続的に以下の6業種のいずれかに従事される方 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、 「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」 □加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?
- 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?
- 特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*'」についてご確認ください。 *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種の
- ご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

2024年12月作成 24TC-005214

保険の内容に関するご意見・ご相談等

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等 はパンフレット等記載のお問い合わせ 先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

に解決の申し立てを行うことができます。

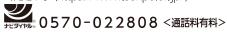
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

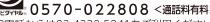
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受け た指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保 険協会と手続実施基本契約を締結しています。 弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会

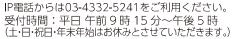
本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、

ご加入をいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各

詳しくは、同協会のホームページをご確認 ください。(https://www.sonpo.or.jp/)







付帯学総 保険金お支払い例(1)

*全国の大学での一例です

	補償内容	事 例	保険金お支払額
	小虎弗里	病気も通院1日目から補 医師の処方箋に基づいたわる	薬代も補償
	治療費用 (病気・ケガ)	風邪をひいて1回受診した。	1,260円
	建康保険等の自己負担分 (高額療養費・給付等は 控除されます)	咳の症状で肺炎の疑いがあり、レントゲン検査をした。	4,840円
(部活動中に靱帯を損傷し、入院・手術した。	114,860円
		大脳皮質下出血のため入院・手術した。	894,273円
//-		示談交渉サービス付 自転車の	事故 も補償
	人賠償責任	自転車走行中に自動車と衝突。相手自動車の修理費用。	816,000円
	転車条例に対応	大学での研究実験中に足が顕微鏡のカメラに当たり破損。 顕微鏡の修理費用。	990,000円
	実習にも対応	スキーをしていたら他人にぶつかり大けがを負わせた。	1,589,583円
3	 效援者費用	急性胃腸炎で継続して3日以上入院し、両親が駆けつけた際の宿 泊費と往復交通費。	116,150円
	 育英費用・	扶養者が交通事故で死亡した。 *無免許運転、酒気帯び運転、危険ドラッグ等を使用した状態で運転中に生じたケガによる扶養不	1,000,000円
	学資費用	能は免責です。 扶養者が川へ釣りに行き、転落事故で死亡し、大学の授業料等の 費用を負担した。	3,445,000円
	生活用動産	建物外への持ち出し家財 も補償	
人		ノートパソコンを誤って落として破損。	11,500円
暮~		駅前の駐輪場で自転車が盗難にあった。	25,000円
ら し	借家人賠償責任	火災・爆発等に加え、偶然な事故による破損も補償	
限定		一人暮らし先の部屋の模様替え中、 家具が窓ガラスに当たり破損。	89,640円
,		シャワーを出し放しにし、漏水事故が発生。	2,336,808円
	海上ロ動		

東京海上日動

メディカルアシスト (各種医療相談サービス)





困ったときはお電話一本!! 緊急医療相談



| 困ったときはお電話一本!! 予約制專門医相談



医療機関案内









サービスの対象は、学生本人の治療費用実費(治療費用保険金)をお支払するタイプにご加入の方および保険の対象とな る方、またはそれらの配偶者・ご親族に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。 詳しくは、東京海上日動のホームページwww.tokiomarine-nichido.co.jpをご参照ください。

自動セット

※各サービスは、東京海上日動がグルー プ会社または提携会社を通じてご提供い たします。なお、サービスの内容は変更・中 止となる場合がありますので、ご了承くださ

※このチラシは、学研災付帯学総(総合 生活保険(こども総合補償))の概要をご 説明したものです。ご加入にあたっては必 ず「重要事項説明書」をよくお読みくださ い。ご不明な点等がある場合には、取扱代 理店までお問い合わせください。

ご加入に関する **Q & A**

|入学時は自宅通学ですが、途中から一人暮らしを予定しています。どのタイプに加入すればいいですか? まずは卒業までの期間で自宅タイプにご加入ください。一人暮らしを始める時にタイプ変更が可能です。 A 1 Q 2 |卒業後は、大学院に進学するつもりです。付帯学総は、大学院の分まで加入したらよいですか? A 2 「現段階で大学院進学が未確定でしたら、大学院の分は含めず、在籍が確定している学部等の年数でお申込みください。 Q3 「他の保険契約等」とは何を指しますか? | 例えば個人賠償責任保険等、この付帯学総と全部または一部について支払責任が同一の他の保険や共済契約に A 3 加入されている場合に、その保険会社名や保険種類をご記入ください。(記入できる範囲で構いません。) パンフレットに添付の振込用紙以外に、申込書はありますか? Q 4 |ありません。 払込取扱票で保険料をお支払いただくだけでお手続きは完了です。 払込取扱票が加入依頼書を兼ねて いますので、すべての項目に漏れなく分かりやすくご記入いただきますようお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、払込取扱票への記入は不要です。 Q5 中途加入は可能ですか? A 5 | 可能です。お振込翌日からの補償開始となります。お振込みいただく前に必ず保険料のご確認をお願いいたします。 ★Web加入サイトをご利用いただく場合は、保険料が自動で表示されます。 Q6 途中で解約はできますか? 「できます。残期間に応じてご返金します。 A 6 Q7 加入者証はいつ頃届きますか? A 7 |3月末までにお申込みいただいた場合、6月中旬頃までに届きます。より早くお届けできる場合もございます。 なお、加入者証が未着であっても補償開始日以降の事故については補償されますのでご安心ください。 加入者証の到着までは受領証(払込取扱票の半券)を保管してください。 Q8 入居するアパートの管理会社に保険加入の証明を提示する必要があるが、加入者証が未着の場合はどのように したらよいですか? |Web加入サイトをご利用の場合、保険料お支払い後に届くメール(『加入手続完了のお知らせ』)を先方にご提示のうえ、 A 8 加入者証は後日届くことをお伝えください。(Web加入サイトをご利用にならない場合は、保険料を払込後にお手元に残る 受領証とパンフレットを先方にご提示ください。) |学生教育研究災害傷害保険(学研災)について問合せしたいのですが。 Q 9 各大学のご担当窓口にお問合せください。 Α9 Q10 入学前からの病気で治療中ですが、これも治療費用保険金の対象となりますか? A 10 |保険始期時点で既に被っている病気やケガによる入院や通院は対象外となりますが、保険加入から一定期間を経過後

お問い合わせ先

名古屋学院大学保険相談窓口

は補償される場合もあります。詳しくはお問合せください。

取扱幹事代理店 株式会社井高興産

TEL: 052-331-8251 MAIL: kousan@idaka.co.jp